

平成二十六年総務省令第八十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 個人番号

第一節 個人番号とすべき番号の生成等（第二条―第六条）

第二節 個人番号通知書（第七条―第十六条）

第三章 個人番号カード（第十七条―第三十九条）

第四章 特定個人情報の提供

第一節 特定個人情報の提供の制限等（第四十条）

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第四十一条―第五十二条）

第五章 機構処理事務管理規程等（第五十三条―第五十六条）

第六章 雑則（第五十七条）

附則

第一章 総則

第一条 この省令において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

第二章 個人番号

第一節 個人番号とすべき番号の生成等

（個人番号指定請求書の記載事項）

第二条 令第三条第一項の総務省令で定める事項は、個人番号（法第二条第五項に規定する個人番号をいう。第四十七条第二項を除き、以下同じ。）の指定の請求をしようとする者の氏名及び住所とする。

（代理人を通じた個人番号指定請求書の提出等）

第三条 住所地市町村長は、令第三条第六項の規定により個人番号の指定の請求をしようとする者の代理人を通じて個人番号指定請求書の提出を受けたときは、当該代理人に対し、同条第一項の理由を疎明するに足りる資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定による個人番号指定請求書の提出を受けた住所地市町村長は、令第三条第一項の理由があると認める場合であつて、従前の個人番号に代えて個人番号を指定しようとする者が個人番号カードの交付を受けている者であるときは、その者の代理人に対し、当該個人番号カードの返納を求めるものとする。

3 令第十五条第二項の規定は、個人番号カードの交付を受けている者が前項の規定により個人番号カードの返納を求められたときについて準用する。

4 前項の規定により準用する令第十五条第二項の規定による個人番号カードの返納は、代理人を通じてすることができる。

（機構への個人番号とすべき番号の生成の求めの方法）

第四条 令第七条の規定による住民票コードの通知及び個人番号とすべき番号の生成の求めは、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（検査用数字を算出する算式）

第五条 令第八条の総務省令で定める算式は、次に掲げる算式とする。

算式

111（n11（シグマ） 11（Pn×Qn）を11で除した余り）

ただし、（n11（シグマ） 11（Pn×Qn）を11で除した余り11の場合、0とする。

算式の符号

Pn 個人番号を構成する検査用数字以外の十一桁の番号の最下位の桁を1桁目としたときのn

桁目の数字

Qn 111n116のとき n+1 711n111のとき n15

（市町村長への個人番号とすべき番号の通知の方法）

第六条 令第九条の規定による個人番号とすべき番号の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

第二節 個人番号通知書

（個人番号の通知）

第七条 法第七条第一項若しくは第二項又は法附則第三条第二項若しくは第三項の規定による個人番号の通知は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により、当該個人番号及び次に掲げる事項が記載された書面（以下「個人番号通知書」という。）を送付する方法により行うものとする。

一 氏名

二 出生の年月日

三 個人番号通知書の発行の日

（住民票に基づく個人番号通知書の記載）

第八条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、前条の規定により個人番号通知書に氏名、出生の年月日及び個人番号を記載する場合には、本人に係る住民票に記載されている事項を記載するものとする。

（個人番号通知書の技術的基準）

第九条 個人番号通知書に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

第十条から第十六条まで 削除

第三章 個人番号カード

（個人番号カードの記録事項）

第十七条 法第二条第七項の主務省令で定める事項は、住民票コードとする。

（住民票に基づく個人番号カードの記載等）

第十八条 第八条の規定は、住所地市町村長が個人番号カードに法第二条第七項の規定により記載されることとされている事項を記載し、又は同項に規定するカード記録事項を電磁的方法により記録する場合について準用する。

（個人番号カードの記録事項の閲覧又は改変を防止するための措置）

第十九条 法第二条第七項の主務省令で定める措置は、個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。）に物理的又は電氣的な攻撃を加えて、カード記録事項を取得しようとする行為に対し、カード記録事項の読取り又は解析を防止する仕組みの保持その他の内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）が定める措置とする。

（交付申請書の記載事項）

第二十条 令第十三条第一項の総務省令で定める事項は、交付申請者の氏名、住所及び個人番号（交付申請者が個人番号通知書とともに発送される交付申請書の用紙を用いる場合には、交付申請者の氏名、住所、生年月日及び性別）とする。

(交付申請書に添付する写真)
第二十一条 令第十三条第一項の規定により交付申請書に添付する写真は、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景のものとする。

(住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出することができる場合)
第二十二条 令第十三条第二項の総務省令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

一 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号において同じ。)が当該法人の事務所、事業所その他これらに準ずるものにおいて二以上の交付申請書に係る交付申請書を取りまとめることができること。

二 交付申請書が東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の影響により当該交付申請書が記録されている住民基本台帳を備える市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域外に避難することを余儀なくされていること。

三 交付申請書が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第二項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を及ぼすおそれがある、かつ、当該交付申請書が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。

四 交付申請書がストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第六条に規定するストーカー行為に係る被害者を受け、かつ、更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあり、かつ、当該交付申請書が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。

五 交付申請書が児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待を受け、かつ、再び児童虐待を受けるおそれ又は監護、教育、懲戒その他児童(十八歳に満たない者をいう。)の福祉のための必要な措置を受けることに支障をきたすおそれがあり、かつ、当該交付申請書が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。

六 第二号から前号までに掲げる事情に準ずると住所地市町村長が認める事情があること。

(交付申請書の保存)
第二十三条 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)は、法第十六条の二第一項の規定により発行した個人番号カードに係る交付申請書を、その受理した日から十五年間保存するものとする。

(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)
第二十三条の二 法第十六条の二第二項の総務省令で定める事務は、次に掲げるものとする。

一 個人番号通知書、交付申請書の用紙及びこれらに関連する印刷物(この号及び第三十六条第二項第二号において「個人番号通知書等」という。)の作成及び発送(受取人の住所及び居所が明らかでないことその他の理由により返送された個人番号通知書等の再度の発送を除く。)

二 個人番号通知書の作成及び発送等に関する状況の管理

三 交付申請書及び第二十八条第一項に規定する再交付申請書の受付及び保存

四 電話による個人番号カードを紛失した旨の届出(個人番号カードの利用の一時停止に係るものに限る。)の受付

五 第三十五条第一項の規定により市町村長から委任された事務

(個人番号カードの発行)
第二十三条の三 機構は、令第十三条第一項又は第二項の規定により提出を受けた交付申請書に不備がないことを認めるときは、第三十四条に規定する個人番号カードに関する技術的基準に適合するように個人番号カードを発行するものとする。

(個人番号カードの交付方法)
第二十三条の四 令第十三条第四項ただし書の総務省令で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

一 本人限定受取郵便等(その取扱いにおいて名あて人本人若しくは差出人の指定した名あて人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれらに準ずるものをいう。)により送付する方法

二 交付申請書に係る住民票に記載されている住所にあてて、書留郵便等(書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便又はこれらに準ずるものをいう。次号において同じ。)により、転送不要郵便物等(その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものをいう。同号において同じ。)として送付する方法(当該交付申請書が当該方法により確実に交付を受けることができる旨を住所地市町村長に申し出た場合に限る。)

三 病院への入院その他のやむを得ない理由により前二号に掲げる方法により交付することが困難であると認められる場合には、交付申請書の所在地にあてて、書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法(当該交付申請書が当該方法により確実に交付を受けることができる旨を住所地市町村長に申し出た場合に限る。)

(個人番号カードの二重交付の禁止)
第二十四条 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードが有効な限り、重ねて個人番号カードの交付を受けることができない。

(個人番号カードの様式)
第二十五条 個人番号カードの様式は、別記様式のとおりとする。

(個人番号カードの有効期間)
第二十六条 個人番号カードの有効期間は、次の各号に掲げる個人番号カードの交付を受ける者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 個人番号カードの発行の日において十八歳以上の者 当該発行の日から当該発行の日後のその者の十回目の誕生日まで

二 個人番号カードの発行の日において十八歳未満の者 当該発行の日から当該発行の日後のその者の五回目の誕生日まで

2 個人番号カードの交付を受ける者の誕生日が二月二十九日である場合における前項の規定の適用については、その者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。

(外国人住民に係る個人番号カードの有効期間の特例)
第二十七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する外国人住民(中長期在留者(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)以下「入管法」という。)第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下この項において同じ。)のうち入管法別表第一の二の表の上欄の高度専門職の在留資格(同表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。))をもって在留する者(以下この項及び次項第一号において「永住者」という。)並びに特別永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に規定する特別永住者をいう。次項第一号において同じ。)を除く。以下この条において同じ。)に対し交付される個人番号カードの有効期間は、前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

中長期在留者(高度専門職)個人番号カードの有効期間(入管法第十九条の三に規定する在留カード職第二号及び永住者を除く) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成二十一年法律第七十九号)附則第七條第一項に規定する出入国在留管理庁長官が中長期在留者に対し、出入国港において在留カードを交付することができる場合にあつては、同項の規定により後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券)に記載されている在留期間の満了の日まで

中長期在留者(高度専門職)個人番号カードの有効期間(入管法第十九条の三に規定する在留カード職第二号及び永住者を除く) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成二十一年法律第七十九号)附則第七條第一項に規定する出入国在留管理庁長官が中長期在留者に対し、出入国港において在留カードを交付することができる場合にあつては、同項の規定により後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券)に記載されている在留期間の満了の日まで

中長期在留者(高度専門職)個人番号カードの有効期間(入管法第十九条の三に規定する在留カード職第二号及び永住者を除く) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成二十一年法律第七十九号)附則第七條第一項に規定する出入国在留管理庁長官が中長期在留者に対し、出入国港において在留カードを交付することができる場合にあつては、同項の規定により後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券)に記載されている在留期間の満了の日まで

中長期在留者(高度専門職)個人番号カードの有効期間(入管法第十九条の三に規定する在留カード職第二号及び永住者を除く) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成二十一年法律第七十九号)附則第七條第一項に規定する出入国在留管理庁長官が中長期在留者に対し、出入国港において在留カードを交付することができる場合にあつては、同項の規定により後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券)に記載されている在留期間の満了の日まで

中長期在留者(高度専門職)個人番号カードの有効期間(入管法第十九条の三に規定する在留カード職第二号及び永住者を除く) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成二十一年法律第七十九号)附則第七條第一項に規定する出入国在留管理庁長官が中長期在留者に対し、出入国港において在留カードを交付することができる場合にあつては、同項の規定により後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券)に記載されている在留期間の満了の日まで

中長期在留者(高度専門職)個人番号カードの有効期間(入管法第十九条の三に規定する在留カード職第二号及び永住者を除く) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成二十一年法律第七十九号)附則第七條第一項に規定する出入国在留管理庁長官が中長期在留者に対し、出入国港において在留カードを交付することができる場合にあつては、同項の規定により後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券)に記載されている在留期間の満了の日まで

中長期在留者(高度専門職)個人番号カードの有効期間(入管法第十九条の三に規定する在留カード職第二号及び永住者を除く) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成二十一年法律第七十九号)附則第七條第一項に規定する出入国在留管理庁長官が中長期在留者に対し、出入国港において在留カードを交付することができる場合にあつては、同項の規定により後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券)に記載されている在留期間の満了の日まで

住民基本台帳法第三十条個人番号カードの発行の日から入管法第十八条の二第四項に規定する上陸の四十五の表に規定する期間又は入管法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書に記載一時庇護許可者又は仮滞在されている仮滞在期間を経過する日まで

在許可者

住民基本台帳法第三十条個人番号カードの発行の日から出生した日又は日本の国籍を失った日からの四十五の表に規定する六十日を経過する日まで

出生による経過滞者在者又は国籍喪失による経過滞者在者

2 個人番号カードの交付を受けた後に次の各号に掲げる場合に該当することとなった外国人住民は、前項の規定にかかわらず、住所地市町村長に対し、当該個人番号カードを提示して、当該個人番号カードの有効期間について、当該各号に定める期間とすることを求めることができる。

一 入管法第二十条の規定による在留資格の変更、入管法第二十一条の規定による在留期間の更新又は入管法第二十二條の規定による在留資格の取得等により適法に本邦に在留できる期間が延長された場合 個人番号カードの発行の日から延長された適法に本邦に在留できる期間の満了の日（前条第一項の規定が当該個人番号カードに適用されたと仮定した場合における当該個人番号カードの有効期間が満了する日（以下この号及び次号において「仮定有効期間満了日」という。）が、当該延長された適法に本邦に在留できる期間の満了の日より早い場合又はその者が高度専門職第二号、永住者若しくは特別永住者となった場合には、仮定有効期間満了日）まで

二 入管法第二十条第六項（入管法第二十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により在留期間の満了後も引き続き本邦に在留することができることとなった場合 個人番号カードの発行の日から入管法第二十条第六項の規定により在留することのできる期間の満了の日（仮定有効期間満了日）が、当該入管法第二十条第六項の規定により在留することができている期間の満了の日より早い場合には、仮定有効期間満了日）まで

3 外国人住民に再交付される個人番号カードについて第一項の規定を適用する場合には、同項中「交付される個人番号カードの有効期間は、前条の規定にかかわらず」とあるのは「再交付される個人番号カードの有効期間は、次条第六項の規定により読み替えて適用する前条の規定にかかわらず」と、同項の表中「個人番号カード」とあるのは「再交付される個人番号カード」とし、個人番号カードの再交付を受けた外国人住民について前項の規定を適用する場合には、同項中「交付を受けた」とあるのは「再交付を受けた」と、「当該個人番号カード」とあるのは「当該再交付された個人番号カード」とする。

4 第二十九条第二項の規定により外国人住民に交付される新たな個人番号カードについて第一項の規定を適用する場合には、同項中「交付される個人番号カードの有効期間は、前条の規定にかかわらず」とあるのは「第二十九条第二項の規定により交付される新たな個人番号カード（以下この条において「新たな個人番号カード」という。）の有効期間は、同条第三項の規定により読み替えて適用する前条の規定にかかわらず」と、同項の表中「個人番号カード」とあるのは「新たな個人番号カード」とし、第二十九条第二項の規定により新たな個人番号カードの交付を受けた外国人住民について第二項の規定を適用する場合には、同項中「個人番号カードの交付を受けた」とあるのは「新たな個人番号カードの交付を受けた」と、「当該個人番号カード」とあるのは「当該新たな個人番号カード」とする。

（個人番号カードの再交付の申請等）

第二十八条 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又は個人番号カードの機能が損なわれた場合には、直接に又は住所地市町村長を経由して機構に対し、個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該個人番号カードの交付を受けている者の氏名、住所及び個人番号を記載し、かつ、その者の写真を添付した再交付申請書を提出して、個人番号カードの再交付を求めることができ。

2 前項の規定により個人番号カードの再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、当該個人番号カードを返納の上、再交付を求めなければならない。

3 第一項の規定により個人番号カードの再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合には、同項に規定する再交付申請書に、当該個人番号カードを紛失し、又は焼失した事実を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

4 第一項に規定する場合に該当することとなった個人番号カードは、同項の規定により個人番号カードの再交付の求めがあったときに、その効力を失うものとする。

5 個人番号カードの再交付を受けた者は、紛失した個人番号カードを発見した場合には、その旨並びにその者の氏名及び住所を記載した書面を添えて、発見した個人番号カードを、住所地市町村長に遅滞なく返納しなければならない。

6 再交付される個人番号カードについて第二十六条の規定を適用する場合には、同条第一項中「個人番号カードの有効期間」とあるのは「再交付される個人番号カードの有効期間」と、「交付を受ける者」とあるのは「再交付を受ける者」と、「個人番号カードの発行の日」とあるのは「再交付される個人番号カードの発行の日」と、同条第二項中「交付を受ける者」とあるのは「再交付を受ける者」とする。

7 第二十一条の規定は第一項に規定する再交付申請書に添付する写真について、第二十三条の規定は第一項に規定する再交付申請書の保存について、それぞれ準用する。

（個人番号カードの有効期間内の交付の申請等）

第二十九条 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合又は追記欄の余白がなくなった場合その他住所地市町村長が特に必要と認める場合には、第二十四条の規定にかかわらず、直接に又は住所地市町村長を経由して機構に対し、当該個人番号カードの有効期間内においても当該個人番号カードを提示して、新たな個人番号カードの交付を求めることができる。

2 住所地市町村長は、前項の求めがあった場合には、その者に対し、その者が現に有する個人番号カードと引換えに新たな個人番号カードを交付しなければならない。

3 前項の規定により交付される新たな個人番号カードについて第二十六条の規定を適用する場合には、同条第一項中「個人番号カードの有効期間」とあるのは「第二十九条第二項の規定により交付される新たな個人番号カード（以下この条において「新たな個人番号カード」という。）の有効期間」と、「個人番号カードの交付を受ける者」とあるのは「新たな個人番号カードの交付を受ける者」と、同項第一号中「個人番号カード」とあるのは「新たな個人番号カード」と、「十回目」とあるのは「十回目（従前の個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合に該当して新たな個人番号カードの交付を受ける場合）であつては、十一回目」と、同項第二号中「個人番号カード」とあるのは「新たな個人番号カード」と、「五回目」とあるのは「五回目（従前の個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合に該当して新たな個人番号カードの交付を受ける場合）であつては、六回目」と、同条第二項中「個人番号カード」とあるのは「新たな個人番号カード」とする。

（紛失した個人番号カードを発見した場合の届出）

第三十条 法第十七条第五項の規定による届出をした者は、紛失した個人番号カードを発見したとき（第二十八条第五項に規定する場合に該当して発見した個人番号カードを返納したときを除く。）は、遅滞なく、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

（個人番号カードの返納届の記載事項）

第三十一条 令第十五条第二項及び第三項の総務省令で定める事項は、個人番号カードの交付を受けている者の氏名及び住所とする。

（国外転出者に対する個人番号カードの還付）

第三十二条 市町村長は、令第十五条第三項の規定により個人番号カードの返納を受けた場合（令第三十四条第一号に該当して個人番号カードの返納を受けた場合に限る。）においては、これに国

外への転出により返納を受けた旨を表示し、当該個人番号カードを返納した者に還付するものとする。

2 前項の規定により市町村長が個人番号カードを還付したときは、令第十七条の規定により当該個人番号カードを廃棄したものとみなす。

(個人番号カードの効力の有無に関する情報の提供)

第三十二条の二 市町村長は、個人番号カードの効力の有無その他の運用に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により提供することができる。

(個人番号カードの暗証番号)

第三十三条 令第十三条第四項本文又は第五項の規定により交付申請者又はその法定代理人が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者又はその法定代理人は、当該個人番号カードに四桁の数字からなる暗証番号（以下この条において「暗証番号」という。）を設定しなければならない。

2 令第十三条第四項ただし書の規定により交付申請者が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者は、暗証番号を住所地市町村長（当該交付申請者が同条第二項の規定により交付申請書を提出する場合にあっては、住所地市町村長以外の市町村長を經由して住所地市町村長）に届け出なければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

3 令第十三条第五項の規定により交付申請者の指定した者（当該交付申請者の法定代理人を除く。以下この項において同じ。）が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者の指定した者は、暗証番号を住所地市町村長に届け出なければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

4 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを利用するに当たり、住所地市町村長その他の市町村の執行機関から暗証番号の入力を求められたとき又は住所地市町村長以外の市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関若しくは住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人から同法に規定する事務若しくはその処理する事務であつて同法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求められることができることとされているものの遂行のため必要がある場合において暗証番号の入力を求められたときは、入力装置に暗証番号を入力しなければならない。

(個人番号カードの技術的基準)

第三十四条 個人番号カードに関する技術的基準については、主務大臣が定める。

第三十五条 市町村長は、機構に、個人番号通知書及び個人番号カードに係る事務のうち次に掲げる事務（以下「個人番号通知書・個人番号カード関連事務」という。）を行わせることができる。

一 個人番号カード交付通知書（個人番号カードを交付するため、住所地市町村長が交付申請者に対して当該市町村の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。次条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。）の作成

二 個人番号通知書及び個人番号カードに係る住民からの問合せへの対応

2 委任市町村長（前項の規定により機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとした市町村長をいう。以下同じ。）は、前項の規定により機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

(機構への通知)

第三十六条 委任市町村長は、次に掲げる事項について、機構に通知するものとする。

一 個人番号カード交付通知書の発送先の住所等

二 前号に掲げる事項のほか、個人番号通知書・個人番号カード関連事務を実施するために必要な事項

2 市町村長は、次に掲げる事項について、機構に通知するものとする。

一 個人番号通知書、交付申請書の用紙、個人番号カード及び個人番号カード交付通知書に記載すべき事項

二 個人番号通知書等の発送先の住所等

三 第二十三条の二第二号に掲げる事務に係る事項として、個人番号通知書の返送を受けた場合には、その旨

四 個人番号カードの発送先の住所等

五 法第十六条の二第二項に規定する事務に係る事項として、個人番号カードを交付した場合、個人番号カードを紛失した旨の届出（個人番号カードの利用の一時停止に係るものを除く。）を受けた場合、紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けた場合、個人番号カードがその効力を失ったことを知った場合又は個人番号カードの返納を受けた場合には、その旨

六 前各号に掲げる事項のほか、法十六条の二に規定する事務を実施するために必要な事項

3 前二項の規定による通知は、電子計算機の操作により、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信すること又は前二項各号に掲げる事項の全部若しくは一部を記録した磁気ディスクを機構に送付することによつて行うものとし、電気通信回線を通じて送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(交付金)

第三十七条 委任市町村長の統括する市町村は、機構に対して、当該委任市町村長が行わせることとした個人番号通知書・個人番号カード関連事務に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。

2 前項の交付金の額については、機構が定款で定めるところにより定める。

(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任の解除)

第三十八条 委任市町村長は、機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせないこととするときは、その三月前までに、その旨を機構に通知しなければならない。

2 委任市町村長は、機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせないこととしたときは、その日を公示しなければならない。

第三十九条 削除

第四章 特定個人情報の提供

第一節 特定個人情報の提供の制限等

第四十条 (情報照会者又は条列事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求めは、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。

2 令第二十条第一項のデジタル庁令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十九条第八号の規定による提供の求めをした情報照会者の名称

二 法第十九条第八号の規定による提供の求めに係る事務をつかさどる組織の名称

三 第一号の情報照会者の処理する事務

四 法第十九条第八号の規定による提供の求めの事実が法第二十三条第二項各号のいずれかに該当する場合はその旨

五 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が定める事項

3 前二項の規定は、法第十九条第九号の規定による条列事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求めについて準用する。この場合において、第一項中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第二項において準用する令第二十条第一項」と、前項中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第二項において準用する令第二十条第一項」と、同項第四号中「第二十三条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第二項各号」と読み替えるものとする。

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

(特定個人情報の提供の求めがあつた場合の内閣総理大臣の措置に係る通知の方法等)

第四十一条 令第二十六条第一項のデジタル庁令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十九条第八号の規定による提供の求めがあつた特定個人情報情報を保有する情報提供者の名称

二 法第十九条第八号の規定による提供の求めの日時

三 前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項

四 法第二十一条第二項の規定による提供の求めがあつた旨の通知の有効期間

五 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が定める事項

2 令第二十六条第五項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。

3 情報提供者が法第二十一条第二項の規定による提供の求めがあつた旨の通知を受けた場合において、当該通知の有効期間内に当該情報提供者による法第二十二條第一項の規定による特定個人情報情報の提供が行われることなく当該期間を経過したときは、当該期間を経過した日に法第二十一条第二項の規定による提供の求めがあつた旨の通知は、その効力を失う。

(取得番号)

第四十一条の二 法第二十一条の二第二項のデジタル庁令で定めるものは、内閣総理大臣が定めるところにより生成された取得番号とすべき番号のうち、情報照会者等が情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人ごとに異なるものとなるように割り当てた番号とする。

(情報照会者等による通知事項の通知の方法)

第四十二条 令第二十七条第二項第一号及び第二号の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

(機構による住民票コードの通知の方法)

第四十三条 令第二十七条第四項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

(住民票コードの通知を受けた場合の内閣総理大臣の措置)

第四十四条 内閣総理大臣は、令第二十七条第三項の規定により住民票コードの通知を受けた場合において、同条第一項の規定による通知をした情報照会者等が同項の特定の個人に係る情報提供用個人識別符号を取得していないときは、情報提供ネットワークシステムを使用して、当該特定の個人に係る情報提供用個人識別符号を生成し、速やかに、当該情報照会者等に対し、通知するものとする。

2 内閣総理大臣は、令第二十七条第三項の規定により住民票コードの通知を受けた場合において、同条第一項の規定による通知をした情報照会者等が同項の特定の個人に係る情報提供用個人識別符号を取得しているときは、情報提供ネットワークシステムを使用して、速やかに、当該情報照会者等に対し、既に当該情報提供用個人識別符号を取得している旨を通知するものとする。

(内閣総理大臣による情報提供用個人識別符号の通知の方法)

第四十五条 令第二十七条第六項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。

(法第九条第三項の法務大臣である情報提供者による令第二十七条の二第二項の規定による通知の方法)

第四十五条の二 令第二十七条の二第二項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。

(法第二十一条の二第二項の市町村長による令第二十七条の二第四項の規定による通知の方法)

第四十五条の三 令第二十七条の二第四項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

(機構が令第二十七条の二第三項本文の規定による通知を受けたときの機構による住民票コードの通知の方法等)

第四十五条の四 第四十三條から第四十五條までの規定は、機構が令第二十七条の二第三項本文の規定による通知を受けたときについて準用する。この場合において、第四十三條中「第二十七條

第四項」とあるのは「第二十七條の二第五項において準用する令第二十七條第四項」と、第四十四條中「第二十七條第三項」とあるのは「第二十七條の二第五項において準用する令第二十七條第三項」と、「同條第一項」とあるのは「令第二十七條の二第一項」と、「情報照会者等」とあるのは「情報提供者」と、第四十五條中「第二十七條第六項」とあるのは「第二十七條の二第五項において準用する第二十七條第六項」と読み替えるものとする。

(市町村長による令第二十七條の二第三項の規定による通知の方法)

第四十五条の五 令第二十七條の二第三項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。

(情報提供者による特定個人情報情報の提供の方法等)

第四十六条 令第二十八条の規定による特定個人情報情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。

2 法第二十一条第二項の規定による提供の求めがあつた旨の通知を受けた情報提供者は、当該通知の有効期間内に、速やかに、情報照会者に対し、法第二十二條第一項の規定による特定個人情報情報の提供をするものとする。

3 令第二十八条のデジタル庁令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十二條第一項の規定による提供の事実が法第二十三條第二項各号のいずれかに該当する場合はその旨

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が定める事項

三 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が定める事項

2 情報照会者及び情報提供者は、法第二十三條第一項及び第二項に規定する記録について、法第二條第八項に規定する個人番号を用いて、当該記録に係る特定の個人を識別するものとする。

3 内閣総理大臣は、法第二十三條第三項に規定する記録について、当該記録を管理するために個人番号に代わつて用いられる特定の個人を識別する符号を用いて、当該記録に係る特定の個人を識別するものとする。

(法第十九條第九号の規定による特定個人情報情報の提供)

第四十八条 第四十一条から前条までの規定は、法第十九條第九号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報情報の提供について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第四十一条第一項	第二十六条第一項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第一項
第四十一条第二項	第二十六条第二項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第二項
第四十一条第三項	第二十六条第三項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第三項
第四十一条第四項	第二十六条第四項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第四項
第四十一条第五項	第二十六条第五項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第五項
第四十一条第六項	第二十六条第六項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第六項
第四十一条第七項	第二十六条第七項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第七項
第四十一条第八項	第二十六条第八項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第八項
第四十一条第九項	第二十六条第九項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第九項
第四十一条第十項	第二十六条第十項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第十項
第四十一条第十一項	第二十六条第十一項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第十一項
第四十一条第十二項	第二十六条第十二項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第十二項
第四十一条第十三項	第二十六条第十三項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第十三項
第四十一条第十四項	第二十六条第十四項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第十四項
第四十一条第十五項	第二十六条第十五項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第十五項
第四十一条第十六項	第二十六条第十六項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第十六項
第四十一条第十七項	第二十六条第十七項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第十七項
第四十一条第十八項	第二十六条第十八項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第十八項
第四十一条第十九項	第二十六条第十九項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第十九項
第四十一条第二十項	第二十六条第二十項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第二十項
第四十一条第二十一項	第二十六条第二十一項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第二十一項
第四十一条第二十二項	第二十六条第二十二項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第二十二項
第四十一条第二十三項	第二十六条第二十三項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第二十三項
第四十一条第二十四項	第二十六条第二十四項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第二十四項
第四十一条第二十五項	第二十六条第二十五項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第二十五項
第四十一条第二十六項	第二十六条第二十六項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第二十六項
第四十一条第二十七項	第二十六条第二十七項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第二十七項
第四十一条第二十八項	第二十六条第二十八項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第二十八項
第四十一条第二十九項	第二十六条第二十九項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第二十九項
第四十一条第三十項	第二十六条第三十項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第三十項
第四十一条第三十一項	第二十六条第三十一項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第三十一項
第四十一条第三十二項	第二十六条第三十二項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第三十二項
第四十一条第三十三項	第二十六条第三十三項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第三十三項
第四十一条第三十四項	第二十六条第三十四項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第三十四項
第四十一条第三十五項	第二十六条第三十五項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第三十五項
第四十一条第三十六項	第二十六条第三十六項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第三十六項
第四十一条第三十七項	第二十六条第三十七項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第三十七項
第四十一条第三十八項	第二十六条第三十八項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第三十八項
第四十一条第三十九項	第二十六条第三十九項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第三十九項
第四十一条第四十項	第二十六条第四十項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第四十項
第四十一条第四十一項	第二十六条第四十一項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第四十一項
第四十一条第四十二項	第二十六条第四十二項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第四十二項
第四十一条第四十三項	第二十六条第四十三項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第四十三項
第四十一条第四十四項	第二十六条第四十四項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第四十四項
第四十一条第四十五項	第二十六条第四十五項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第四十五項
第四十一条第四十六項	第二十六条第四十六項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第四十六項
第四十一条第四十七項	第二十六条第四十七項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第四十七項
第四十一条第四十八項	第二十六条第四十八項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第四十八項
第四十一条第四十九項	第二十六条第四十九項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第四十九項
第四十一条第五十項	第二十六条第五十項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第五十項
第四十一条第五十一項	第二十六条第五十一項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第五十一項
第四十一条第五十二項	第二十六条第五十二項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第五十二項
第四十一条第五十三項	第二十六条第五十三項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第五十三項
第四十一条第五十四項	第二十六条第五十四項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第五十四項
第四十一条第五十五項	第二十六条第五十五項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第五十五項
第四十一条第五十六項	第二十六条第五十六項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第五十六項
第四十一条第五十七項	第二十六条第五十七項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第五十七項
第四十一条第五十八項	第二十六条第五十八項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第五十八項
第四十一条第五十九項	第二十六条第五十九項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第五十九項
第四十一条第六十項	第二十六条第六十項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第六十項
第四十一条第六十一項	第二十六条第六十一項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第六十一項
第四十一条第六十二項	第二十六条第六十二項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第六十二項
第四十一条第六十三項	第二十六条第六十三項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第六十三項
第四十一条第六十四項	第二十六条第六十四項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第六十四項
第四十一条第六十五項	第二十六条第六十五項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第六十五項
第四十一条第六十六項	第二十六条第六十六項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第六十六項
第四十一条第六十七項	第二十六条第六十七項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第六十七項
第四十一条第六十八項	第二十六条第六十八項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第六十八項
第四十一条第六十九項	第二十六条第六十九項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第六十九項
第四十一条第七十項	第二十六条第七十項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第七十項
第四十一条第七十一項	第二十六条第七十一項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第七十一項
第四十一条第七十二項	第二十六条第七十二項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第七十二項
第四十一条第七十三項	第二十六条第七十三項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第七十三項
第四十一条第七十四項	第二十六条第七十四項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第七十四項
第四十一条第七十五項	第二十六条第七十五項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第七十五項
第四十一条第七十六項	第二十六条第七十六項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第七十六項
第四十一条第七十七項	第二十六条第七十七項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第七十七項
第四十一条第七十八項	第二十六条第七十八項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第七十八項
第四十一条第七十九項	第二十六条第七十九項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第七十九項
第四十一条第八十項	第二十六条第八十項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第八十項
第四十一条第八十一項	第二十六条第八十一項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第八十一項
第四十一条第八十二項	第二十六条第八十二項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第八十二項
第四十一条第八十三項	第二十六条第八十三項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第八十三項
第四十一条第八十四項	第二十六条第八十四項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第八十四項
第四十一条第八十五項	第二十六条第八十五項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第八十五項
第四十一条第八十六項	第二十六条第八十六項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第八十六項
第四十一条第八十七項	第二十六条第八十七項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第八十七項
第四十一条第八十八項	第二十六条第八十八項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第八十八項
第四十一条第八十九項	第二十六条第八十九項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第八十九項
第四十一条第九十項	第二十六条第九十項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第九十項
第四十一条第九十一項	第二十六条第九十一項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第九十一項
第四十一条第九十二項	第二十六条第九十二項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第九十二項
第四十一条第九十三項	第二十六条第九十三項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第九十三項
第四十一条第九十四項	第二十六条第九十四項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第九十四項
第四十一条第九十五項	第二十六条第九十五項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第九十五項
第四十一条第九十六項	第二十六条第九十六項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第九十六項
第四十一条第九十七項	第二十六条第九十七項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第九十七項
第四十一条第九十八項	第二十六条第九十八項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第九十八項
第四十一条第九十九項	第二十六条第九十九項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第九十九項
第四十一条第一百項	第二十六条第一百項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第一百項

第四十四条第一項及第二十七條第三項 び第二項	第二十九條の二において準用する令第二十七條第三項
第四十五條	第二十九條の二において準用する令第二十七條第六項
第四十六條第一項	第二十九條の二において準用する令第二十八條
第四十六條第二項	第二十六條において準用する法第二十一條第一項
第四十六條第三項	第二十二條第一項
第四十六條第三項第一項	第二十九條の二において準用する令第二十八條
第四十六條第三項第二項	第二十六條において準用する法第二十二條第一項
第四十六條第三項第三項	第二十九條の二において準用する令第二十八條
前條第一項	第二十三條第二項各号
前條第二項	第二十三條第一項及第二十六條において準用する法第二十三條第一項及び第二項
前條第三項	第二十三條第三項

（特定個人情報提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任）

第四十九條 都道府県知事、市町村長、一部事務組合の管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十七條の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五條の一部事務組合にあっては、理事会。次項において同じ。）若しくは広域連合の長（同法第二百九十一條の十三において準用する同法第二百八十七條の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあっては、理事会。次項において同じ。）又は被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第六條第一項に基づき内閣総理大臣が指定した被災者生活再建支援法人（次項及び次条第一項において「支援法人」という。）は、機構に、次に掲げる事務に係る法第二十三條第一項に規定する電子計算機及び法第二十四條に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務（以下「特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務」という。）を行わせることができる。

- 一 法第十九條第八号の規定による特定個人情報の提供の求め
- 二 法第二十二條第一項の規定による特定個人情報の提供
- 三 委任都道府県知事等（前項の規定により機構に特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせることとした都道府県知事、市町村長、一部事務組合の管理者若しくは広域連合の長又は支援法人をいう。以下この節において同じ。）は、特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わないものとする。

第五十條 委任都道府県知事等（支援法人を除く。）の統括する都道府県、市町村若しくは一部事務組合若しくは広域連合又は支援法人は、機構に対して、当該委任都道府県知事等又は当該支援法人が行わせることとした特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務（法第二十四條に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務を除く。）に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。

2 前項の交付金の額については、機構が定款で定めるところにより定める。

（特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任の解除）

第五十一條 委任都道府県知事等は、機構に特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせないこととするときは、その三月前までに、その旨を機構に通知しなければならない。

2 委任都道府県知事等は、機構に特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせないこととしたときは、その日を公示しなければならない。

（委任都道府県知事等による特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の実施等）

第五十二條 委任都道府県知事等は、機構が天災その他の事由により特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の全部又は一部を実施することが困難となった場合には、第四十九條第二項の規定にかかわらず、当該特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の全部又は一部を行うものとする。

2 委任都道府県知事等は、前項の規定により特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の全部又は一部を行うときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定により委任都道府県知事等が特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行うこととなった場合には、機構は、次に掲げる事務を行わなければならない。

- 一 引き継ぐべき特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を委任都道府県知事等に引き継ぐこと。
- 二 引き継ぐべき特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務に関する帳簿、書類、資料及び磁気ディスクを委任都道府県知事等に引き渡すこと。
- 三 その他委任都道府県知事等が必要と認める事項を行うこと。

第五章 機構処理事務管理規程等

（機構処理事務管理規程の記載事項）

第五十三條 法第三十八條の二第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 機構処理事務の適正な実施に関する職員の啓発及び教育に関する事項
- 二 機構処理事務の実施に係る事務を統括管理する者に関する事項
- 三 機構処理事務特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するための措置に関する事項
- 四 機構処理事務特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損を防止するための措置に関する事項
- 五 機構処理事務に関する帳簿、書類、資料及び磁気ディスクの保存に関する事項
- 六 機構処理事務に關して得た秘密の保持に関する事項
- 七 機構処理事務の実施に係る電子計算機及び端末装置を設置する場所の入出場の管理その他これらの施設への不正なアクセスを予防するための措置に関する事項
- 八 機構処理事務の実施に係る電子計算機及び端末装置が不正に操作された疑いがある場合における調査その他不正な操作に対する必要な措置に関する事項
- 九 機構処理事務の実施に係る監査に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、機構処理事務の適切な実施を図るための必要な措置に関する事項

2 機構は、法第三十八條の二第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に機構処理事務管理規程を添えて総務大臣に提出しなければならない。

3 機構は、法第三十八條の二第二項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

（機構処理事務特定個人情報等の内容）

第五十四條 法第三十八條の三第一項の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。

- 一 機構処理事務において取り扱う特定個人情報
- 二 機構処理事務において取り扱う個人情報（前号に規定する特定個人情報を除く。）
- 三 機構処理事務において機構が取り扱う電子計算機及び電気通信回線の一部に関する秘密（帳簿の記載事項）

第五十五條 法第三十八條の四の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 個人番号とすべき番号を生成した年月日及び件数
- 二 個人番号通知書を作成した年月日及び件数

- 三 個人番号通知書を発送した年月日及び件数
 - 四 個人番号カードの交付の申請を受けた年月日及び件数
 - 五 個人番号カードを作成した年月日及び件数
 - 六 個人番号カードを発送した年月日及び件数
 - 七 個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任を行っている市町村の名称及び数
 - 八 第四十九条の規定により機構が設置及び管理する電子計算機の運用状況に関する記録
 - 九 特定個人情報提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任を行っている都道府県、市町村又は一部事務組合若しくは広域連合の名称及び数
- (機構における機構処理事務の実施状況)についての報告書の作成及び公表)
- 第五十六条** 法第三十八条の五の規定による報告書の作成は、次に掲げる事項について報告書を作成することによって行うものとする。

- 一 個人番号とすべき番号を生成した年月及び件数
 - 二 個人番号通知書を作成した年月及び件数
 - 三 個人番号通知書を発送した年月及び件数
 - 四 個人番号カードの交付の申請を受けた年月及び件数
 - 五 個人番号カードを作成した年月及び件数
 - 六 個人番号カードを発送した年月及び件数
 - 七 個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任を行っている市町村の名称及び数
 - 八 第四十九条の規定により機構が設置及び管理する電子計算機の運用状況に関する記録の概要
 - 九 特定個人情報提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任を行っている都道府県、市町村又は一部事務組合若しくは広域連合の名称及び数
- 第五十七条** 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(次項において「指定都市」という。)においては、第八条の規定中市長に関する規定は、市の区長及び総合区長に適用する。
- 2 指定都市についてこの省令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

2 指定都市についてこの省令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三章第一項	住所都市町村長	住所地区長
第三章第二項	住所都市町村長	住所都市長
第十八条、第二十二條第六号及び第三十三條第四項	住所都市町村長	住所地区長を経由して
第二十三條の二第五号	市町村長	市長(個人番号通知書に係る事務にあつては、区長。第三十五條並びに第三十六條第二項及び第三項において同じ。)
第二十三條の四第二号及び第三十三條第五項並びに第三十條	住所都市町村長	住所地区長を経由して住所都市長
第二十七條第二項	住所都市町村長に対し、当該個人番号カードを提示して	住所地区長に対し当該個人番号カードを提示して、住所地区長を経由して住所都市長に対し

第二十八條第一項	住所都市町村長	住所地区長及び住所都市長
第二十九條第一項	住所都市町村長が	住所都市長が
第二十九條第二項	住所都市町村長を	住所地区長及び住所都市長を
第三十二條第一項	対し、 市町村長	住所都市長 対し、住所地区長を経由して
第三十二條第二項、第三十二條の二並びに第四十九條第一項及び第二項	表示し、 市町村長	表示し、住所地区長を経由して 市長
第三十三條第二項	住所都市町村長(住所都市町村長)	住所地区長を経由して住所都市長(住所都市長)
第三十三條第三項	住所都市町村長は	住所地区長は
第三十五條第一項	住所都市町村長は	住所地区長は
第三十五條第二項	住所都市町村長は	住所地区長は
第三十五條第一項第一号	住所都市町村長は	住所地区長は
第三十六條第一項及び第三十八條	市町村長を 委任市町村長	市長を 委任市長
第三十六條第二項及び第三項	市町村長	市長
第三十七條第一項	委任市町村長の統括する市(個人番号通知書に係る事務にあつては、当該市に属する区)	委任市長
第五十條第一項	市町村	市
附則第三條	住所都市町村長(住所都市町村長)	住所地区長を経由して住所都市長(住所都市長)
別記様式	市町村が	市が
附則	交付地市町村長名	交付地区長名

附則

第一条 (施行期日) この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第十七条、第十九條、第三十五條、第三十七條から第三十九條まで及び第四十八條第二項(同項の表第十八條、第二十二條の二第六号、第二十三條及び第三十三條第四項の項から第三十二條第三項の項まで及び別記様式第二の項に係る部分に限る。)の規定

二 第三章(第十七條、第十九條及び第三十五條から第三十九條までを除く。)及び第四十八條第二項(同項の表第十八條、第二十二條の二第六号、第二十三條及び第三十三條第四項の項から第三十二條第三項の項まで及び別記様式第二の項に係る部分に限る。)の規定

三 第四章の規定

法附則第一條第五号に掲げる規定の施行の日

(個人番号カードの交付申請書の提出に関する経過措置)
第二条 令附則第三条後段の規定により令第十三条第一項の規定による提出がされたものとみなされる交付申請書は、第二十三条の例により保存するものとする。

(個人番号カードの暗証番号の届出に関する経過措置)
第三条 交付申請者は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、第三十三条第二項前段の規定の例により、暗証番号を住所都市町村長(当該交付申請者が令第十三条第一項後段の規定により交付申請書を提出する場合にあつては、同項後段に規定する經由市町村長を經由して住所都市町村長)に届け出ることができる。この場合において、交付申請者が同日において現に当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者であるときは、当該暗証番号の届出は、同日において第三十三条第二項前段の規定によりされたものとみなす。

この省令は、公布の日から施行する。
附則 (平成二十七年二月二八日総務省令第一一〇号)
 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。ただし、第四十八条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十八年二月二三日総務省令第九六号)
 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この省令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条本文に規定する規定の施行の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行の日からストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報情報の提供等に関する省令第二十二号の二第四号の規定の適用については、「第六条」とあるのは「第七条」とする。

この省令は、公布の日から施行する。
附則 (平成三十一年三月二八日総務省令第三一〇号)
 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附則 (令和元年五月二五日総務省令第六号)
 この省令は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成三十一年政令第五百二十二号)の施行の日(令和元年十一月五日)から施行する。

この省令は、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号)の施行の日(令和元年六月二十日)から施行する。
附則 (令和元年一〇月二三日総務省令第五四号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附則 (令和二年四月三〇日総務省令第四七号)
 この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。
附則 (令和二年五月二一日総務省令第五〇号)
 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

等の一部を改正する法律(以下この条及び次条第一項において「改正法」という。)附則第一条第六号に掲げる規定及び同条第十号に掲げる規定(改正法第四条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十七条第四項の改正規定に限る。)の施行の日(令和二年五月二十五日)から施行する。

(経過措置)
第二条 通知カード所持者(改正法附則第六条第一項に規定する通知カード所持者をいう。)についてのこの省令による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報情報の提供等に関する省令(以下この条において「旧省令」という。)第十一条第五項の規定による個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の返納及び旧省令第十五条の規定による通知カード(改正法第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七条第一項に規定する通知カードをいう。)の選付については、なお従前の例による。

2 市町村長(特別区の区長を含む。以下この条において同じ。)から地方公共団体情報システム機構(次項において「機構」という。)への旧省令第三十五条第一項の規定による同項に規定する通知カード・個人番号カード関連事務(同項第二号及び第八号に掲げるものに限る。)の委任については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の日の前日において機構に旧省令第三十五条第一項の規定により同項に規定する通知カード・個人番号カード関連事務を行わせていた市町村長は、この省令の施行の日、機構にこの省令による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報情報の提供等に関する省令(次項において「新省令」という。)第三十五条第一項の規定により同項に規定する個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとしたものとみなす。

4 前項の場合において、この省令の施行の日前に旧省令第三十五条第三項の規定により公示をした市町村長については、新省令第三十五条第三項の規定は、適用しない。

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する前条第二項から第四項までの規定の適用については、第二項中「市町村長(特別区の区長を含む。以下この条において同じ。)」とあるのは「市長(通知カード(情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七条第一項に規定する通知カードをいう。))に係る事務にあつては、区長(総合区長を含む。))。次項において同じ。」と、「次項に」とあるのは「同項に」と、第三項及び第四項中「市町村長」とあるのは「市長」とする。

附則 (令和二年二月二八日総務省令第一三四号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附則 (令和三年八月二七日総務省令第八三三号)
 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行の日の前日において地方公共団体情報システム機構に、この省令による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する省令(次項において「旧省令」という。)第三十五条第一項の規定により同項に規定する個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせていた市町村長(特別区の区長を含む。以下この条において同じ。)は、この省令による改正

後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（次項において「新省令」という。）第三十五条第一項の規定により同項に規定する個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとしたものとみなす。

2 前項の場合において、この省令の施行の日前に旧省令第三十五条第三項の規定により公示した市町村長については、新省令第三十五条第二項の規定は、適用しない。

附 則（令和三年二月二十七日デジタル庁・総務省令第四号）

この命令は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（令和四年二月一〇日デジタル庁・総務省令第二号）

（施行期日）
第一条 この命令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この命令の施行前に、地方公共団体情報システム機構が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十三条第一項又は第二項の規定により提出された交付申請書を受理した場合におけるこの命令による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第二十六条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

別記様式（第25条関係）

（表）

氏名	個人番号
住所	カード
	年 月 日生
	年 月 日まで有効
性別	住所地市町村長名
写	
真	

（裏）

個人番号
氏名
図形
年 月 日生

備考1 大きさは、縦53.92mm以上54.03mm以下、横85.47mm以上85.72mm以下とする。

2 半導体集積回路を組み込む。

3 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されている場合には、氏名と併せて記載する。

4 表面には追記欄を設ける。

5 裏面中「図形」の部分については、総務大臣が定める技術的基準によるものとする。

6 その他、必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。